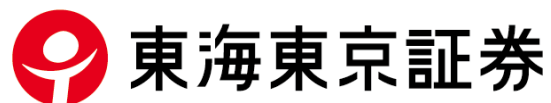


証券税制の基礎
～「証券投資」ってなに?～

投資信託の税制
(外貨建てMMFと外貨預金)



1. 外貨建てMMFの税金

	分配金	譲渡損益 (為替差損益を含む)
所得の種類	利子所得	上場株式等の譲渡所得等
課税方法	源泉徴収のうえ 確定申告不要 ※申告も可能（申告分離課税）	申告分離課税 原則、確定申告 ※特定口座の取扱いが可能（特定口座 源泉徴収あり口座は確定申告不要）
税率	20.315% (所得税等15.315%、住民税5%)	20.315% (所得税等15.315%、住民税5%)
損益通算	上場株式等・特定公社債等の 譲渡損失と通算可能	上場株式等・特定公社債等の譲渡 損益、利子・配当等との通算可能 譲渡損失の繰越控除の適用が可能

外貨建てMMFは、税務上、特定公社債等に該当し、上場株式等の配当等や譲渡損益と同様の課税となります。

2. 外貨預金の税金

損益区分		所得区分	確定申告の有無
利息	国内金融機関	利子所得（源泉分離課税） 所得税等15.315%、住民税5%	不要（できない）
	海外金融機関	利子所得（総合課税） 所得税5～45%+復興特別所得税、 住民税5%	必要 申告すると外国税額控除あり
為替差益	予約レート無	雑所得（総合課税） 所得税5～45%+復興特別所得税、 住民税5%	必要だが不要となるケースあり
為替差損	予約レート無	所得にはならないが、他の雑所得と相殺可能	不要だが相殺後に雑所得が黒字であれば必要

※外貨預金は、特定口座の利用ができません。

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等（国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1.265%（税込）（ただし、最低手数料2,750円（税込））の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料及び信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただく場合があります。

金融商品等には株式相場、金利水準の変動等による「市場リスク」、金融商品等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合の「信用リスク」、外国証券である場合には、「為替変動リスク」等により損失が生じるおそれがあります。さらに、新株予約権等が付された金融商品等については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引を行う場合には、その損失の額がお客様より差入れいただいた委託保証金又は証拠金の額を上回るおそれがあります。

手数料等およびリスクは、金融商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会